

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 7 号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（令和 3 年岩手県規則第 80 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>（県税収入報告書）</u> 第 3 条 条例第 23 条ただし書に規定する出納員（以下「出納員」という。）は、毎月、別に定める様式による<u>県税収入報告書</u>を作成し、当月分を<u>翌月 10 日</u>までに総務部長を経由して会計管理者に提出するものとする。 （環境性能割の課税免除の承認等の通知） 第 91 条 [略] （種別割の課税免除申請に係る身体障害者手帳等への押印） 第 100 条 局長は、条例第 110 条第 3 項の規定により第 103 条第 9 項に規定する書類及び運転免許証の提示を受けたときは、身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の備考欄、精神障害者保健福祉手帳の余白又は療育手帳の予備欄に別に定める様式による自動車税種別割免除申請済印を押印するものとする。	<u>（県税調定収入実績報告書）</u> 第 3 条 条例第 23 条ただし書に規定する出納員（以下「出納員」という。）は、毎月、別に定める様式による<u>県税調定収入実績報告書</u>を作成し、当月分を<u>別に定める日</u>までに総務部長を経由して会計管理者に提出するものとする。 （環境性能割の課税免除の承認等の通知） 第 91 条 [略] <u>（環境性能割の課税免除申請に係る特定免許情報の確認）</u> <u>第 91 条の 2 局長は、条例第 98 条第 3 項の規定による免許情報記録個人番号カード（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。）の提示を受けたときは、別に定める方法により当該免許情報記録個人番号カードに記録された同条第 2 項に規定する特定免許情報を確認するものとする。</u> （種別割の課税免除申請に係る身体障害者手帳等への押印） 第 100 条 局長は、条例第 110 条第 3 項の規定による第 103 条第 9 項に規定する書類及び運転免許証<u>又は免許情報記録個人番号カード</u>の提示を受けたときは、身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の備考欄、精神障害者保健福祉手帳の余白又は療育手帳の予備欄に別に定める様式による自動車税種別割免除申請済印を押印するものとする。 <u>（種別割の課税免除申請に係る特定免許情報の確認）</u> <u>第 100 条の 2 第 91 条の 2 の規定は、条例第 110 条第 3 項の規定による免許情報記録個人番号カードの提示を受けたときについて準用する。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。